地域密着型通所介護重要事項説明書

厚生労働省令に定められた規定に基づき、当事業所が利用者に説明すべき重要事項は
次のとおりです。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

１．事業所の概要

名　称	社会福祉法人河津町社会福祉協議会（地域密着型通所介護事業所）
所在地	〒４１３－０５０４ 静岡県賀茂郡河津町田中２１２番地の２
電話番号	０５５８－３４－１２８６（直通）０５５８－３６－３１７６
法人名称	社会福祉法人河津町社会福祉協議会
代表者職名	会長
代表者氏名	土屋　雅之
管理者氏名	大矢　麻衣
介護保険事業所番号	２２７０１００３１
指定年月日	平成１２年３月１日
交通の便	伊豆急河津駅より東海バス役場前バス停下車 もしくは徒歩２０分
サービスを提供する通常の実施地域	河津町全域
営業日	月曜日～金曜日 但し、５月３日～５月５日まで、及び１２月２９日～１月３日を除く
サービス提供時間帯	９：００～１６：１５
事業の内容	地域密着型通所介護
利用定員	１６名（１日につき）
第三者評価の実施状況	あり・(なし)

２．事業所の目的

利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

３．事業所の職員体制

当事業所では、利用者に対して地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉　※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　種	配置職員	指定基準
１．管理者	常勤１名（兼務）	１名
２．生活相談員	常勤２名（兼務）	１名
３．介護職員	常勤３名（兼務）　非常勤５名以上	１名
４．看護職員	常勤１名（兼務）　非常勤２名以上	１名
５．機能訓練指導員	常勤１名（兼務）　非常勤２名以上	１名

2025/12/22

〈主な職種の提供体制〉

職　種	サービス提供体制
生活相談員	配置時間９：００～１６：１５ 原則として１名の相談員を配置します。
介護職員	配置時間９：００～１６：１５ 原則として２名以上の介護職員を配置します。
看護職員	配置時間９：００～１６：１５ 原則として１名の看護職員を配置します。
機能訓練指導員	配置時間９：００～１６：１５ 原則として１名の看護職員（兼務）を配置します。

４．提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額を利用者に負担頂く場合

があります。

（１）①介護保険給付の対象となるサービス

・入　浴
入浴又はシャワー浴を行います。ねたきり等でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。利用者の体調に留意し、入浴時、更衣時には職員が必要に応じた介助を行います。

・排　泄
必要に応じ、排泄の介助を行います。

・通所のための送迎
施設へ通所するため、必要に応じて施設と自宅との往復を送迎します。

・日常生活動作訓練
心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその低下を防止するための訓練を実施します。

・生活相談
必要に応じて利用者・ご家族からの相談に応じ、関係機関のご紹介等適切な対応を心掛けます。

②加算対象サービス

・入浴介助加算Ⅰ
温泉を使用した入浴を行います。

・サービス提供体制強化加算Ⅱ
サービス提供職員の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が５０％以上の割合で配置し、サービスを提供します。

・若年性認知症ケア加算（主治医意見書の診断名に若年性認知症の記載のある方が対象）
利用者ごとに担当者を定め特性やニーズに応じたサービスを提供します。

・介護職員等処遇改善加算Ⅲ
介護職員の処遇を改善するために、賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

（２）サービス利用料金

別紙「地域密着型通所介護サービス利用料金表」をご参照ください。

５．緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者の急変等緊急事態が生じた時には、利用者の主治医等に連絡するとともに、医師の指示に従い適切な対応にあたります。また、速やかに管理者へ報告するとともに、利用者の家族、緊急連絡先、居宅介護支援事業所へ連絡を行い、必要に応じて警察・消防署等へ協力依頼し、状況に応じ、保険者に連絡します。

６．衛生管理等

（１）従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
（２）当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
（３）事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
（４）事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

（５）従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

７．秘密の保持等

従業者は業務上知り得た秘密を漏らしません。また、退職後もこれを守ります。

８．虐待の防止について

本事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

（１）事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

（２）事業所における虐待防止のための指針を整備しています。

（３）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

（４）虐待防止に関する責任者を選定しています。

○虐待防止に関する責任者　　管理者　　大矢　麻衣

（５）サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

９．ハラスメント対策について

ハラスメントとは、相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つける、いじめや嫌がらせを示すもので、言葉や行動、態度によって、相手を精神的、身体的に苦しめる行為を指します。ハラスメントは、故意の悪意がなくても、受け取る側の不快感や不利益が成立すれば、ハラスメントとなります。事業所において、ハラスメントによる就業環境が害されることを防止するために、社会福祉法人河津町社会福祉協議会ハラスメント防止規程を遵守します。

１０．事故発生時の対応方法

事業所が提供するサービス中に事故が発生した場合、保険者、家族、緊急連絡先、居宅介護支援事業所、管理者に連絡を行い、必要な措置を講じます。

（１）事故報告書にて従業者に周知を行い、事故の原因を解明し、事故防止マニュアルの整備や研修会等を開催するなど事故防止に努めます。

（２）事故の状況及びとった処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

（３）必要に応じて保険者、県・町等の指導助言を仰ぎます。

１１．非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、次のとおり必要な訓練を行っており、また、消　防法上必要な設備を備えております。

防災訓練　年１回

避難訓練　月１回程度

１２．業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１３．苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

担　　当　　管理者　大矢　麻衣

電　　話　　０５５８－３４－１２８６

受付時間　　月曜日～金曜日　　８：１５～１７：００

苦情等の連絡調整を行う第三者委員	渡辺　　篤 長岡 倫昭	河津町下佐ヶ野　0558-35-7420 河津町谷津　　0558-34-0716
河津町福祉介護課介護係（保険者）	所在地 電　話 受付時間	河津町田中２１２番地の２ ０５５８－３６－３２３２ ８：１５～１７：００
静岡県国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口）	所在地 電　話 受付時間	静岡市葵区春日２丁目４番３４号 ０５４－２５３－５５９０ ９：００～１７：００

令和　　年　　月　　日

（事業者）
地域密着型通所介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

所在地　　静岡県賀茂郡河津町田中２２６番地

名　称　　社会福祉法人河津町社会福祉協議会

説明者　　㊞

（契約者）
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型通所介護の提供開始に同意しました。

住　所　　静岡県賀茂郡河津町

氏　名　　㊞

私は、契約者の意思を確認したうえ、署名代行しました。
（上記代理人）
（署名代行者）

住　所

氏　名　　㊞
（続　柄　　）

（注）代理人とは、本人とともに重要事項の説明を受け、内容を確認し、緊急時などに契約者の立場に立って事業者との連絡調整を行える方です。

（別紙）　　地域密着型通所介護サービス利用料金表

地域密着型通所介護サービス利用料（1割負担の場合、1回あたり）（７時間以上８時間未満）

利用料＼要介護度	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
サービス利用料金	7,530 円	8,900 円	10,320 円	11,720 円	13,120 円
うち、介護保険から給付される金額	6,770 円	8,010 円	9,288 円	10,548 円	11,808 円
サービス利用に係る自己負担額	753 円	890 円	1,032 円	1,172 円	1,312 円

・当事業所の送迎を利用されない場合は上記サービス利用料金より 47 円（片道）減額となります。

地域密着型通所介護に関わるその他のサービス利用加算（1割負担の場合）

利用料＼サービス種類	入浴介助加算Ⅰ	若年性認知症受入加算	科学的介護推進体制加算	サービス提供体制加算Ⅱ
サービス利用料金	400 円	600 円	400 円	180 円
うち、介護保険から給付される金額	360 円	540 円	360 円	162 円
サービス利用に係る自己負担額	40 円	60 円	40 円	18 円
地域通所介護職員等処遇改善加算Ⅲ	当月合計利用料金×80/1,000			

（１）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用された場合は、超えた分のサービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

（２）利用者に提供する昼食にかかる費用を頂きます。また利用予定日の前日１７時までに利用中止申し出がない場合は料金をお支払い頂く場合があります。
　料金：１回あたり６５０円程度

（３）利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧でき、複写物を必要とする場合には無料で交付を受けられます。

（４）日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
＊経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う１ヶ月前までにご説明します。
提供サービスが介護保険の適用を受ける場合､利用料の自己負担分(介護保険負担割合証に記載されている負担割合分）の料金をお支払いいただきます。但し、介護保険法に基づいて、保険給付を償還払い（一旦利用者が利用料金の全額を支払い、その後、自己負担分を除いた額の払い戻しを受ける方法）の方はお申し出ください。

（５）当事業者は、利用者の利用料金を月ごとに精算し、サービスの利用回数及び当月の利用料等の内訳を記載した請求書を、当該月の翌月 10 日頃までに送付いたします。

（６）利用料金については、月末までに次のいずれかの方法でお支払いください。現金徴収、口座振替（ゆうちょ銀行、富士伊豆農協)、または本会指定口座への振込による支払いとなっています。

（７）生活保護受給者や被爆者健康手帳保持者など、公費が適用される場合がありますのでご相談ください。(確認書類が必要)

（８）利用予定日の前に、利用者の都合により、地域密着型通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。また、発熱や感染症の疑いがある時には、利用を控えていただく場合があります。
サービスの利用を中止又は変更する場合は実施日の前日までに、また新たなサービスの利用を追加する場合は事前に事業者に申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無　　料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担金の 100%

2025/12/22